

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

| | | |
|------------------|--|---|
| ○福島県教育委員会 | 規則の一部を改正する規則 賃金支弁職員の雇用等管理規程の一部を改正する訓令 | 二 |
| ○福島県教育委員会文書等管理規則 | ○福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令 | 二 |
| ○福島県奨学資金貸与条例施行規則 | ○福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令 | 三 |
| ○福島県立学校の管理運営に関する | ○職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令 | 三 |

福島県教育委員会

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年三月三十日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第四号

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会文書等管理規則(平成十二年福島県教育委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「配達記録」を「特定記録」に改める。
別表第一立学校の項中「喜多方商業高等学校(喜商高) 喜多方工業高等学校(喜工高)」を「喜多方桐桜高等学校(喜桐高)」に、「富岡養護学校(富養)」を「富岡養護学校(富養) 相馬養護学校(相養)」に改める。
様式第一号及び様式第五号中「配達記録」を「特定記録」に改める。

附 則

- この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定並びに様式第一号及び様式第五号の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県教育委員会文書等管理規則

様式第一号及び様式第五号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。(教育総務課)

福島県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年三月三十日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第五号

福島県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県奨学資金貸与条例施行規則(昭和四十二年福島県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

| | | |
|-----------|---------|--------------------------------------|
| 第一号様式(表中) | 進 学 希 望 | 希望する学校を○でかこんでください。 高等学校 ・ 専修学校の高等 |
|-----------|---------|--------------------------------------|

| | | | | | |
|----|---|---------------------------------|---|-------------|---|
| 課程 | を | 現在受けている、又はこれから受けようとする他の修学のための資金 | 有 | 修学のための資金の名称 | 無 |
|----|---|---------------------------------|---|-------------|---|

に改め、同様式記載上の注意(3)を次のように改める。

| | |
|-------|-------|
| 資金の種類 | 貸与・給付 |
| | 貸与・給付 |
| | 貸与・給付 |

(3) 現在受けている、又はこれから受けようとする他の修学のための資金が有る場合は、「修学のための資金の名称」の欄に当該資金の名称を記入し、「資金の種類」の欄の該当する種類を○で囲んでください。

第一号様式記載上の注(5)中「は直近のもの」や「にあつては直近の1カ月当たりの平均学費を」と、「及び予採採用希望者は入学後(進学後)」や「にあつては入学後」に「見込額」や「平均学費の見込額」に「あつては」や「あつては」に改める。

附 則

平成二十二年三月三十日

福島県教育委員会

福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁本庁事務決裁規程（平成十五年福島県教育委員会訓令第十号）の一部を次のように改正する。
別表第一の二十三の項中「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に改め、同表中三十五の項を三十六の項とし、二十四の項から三十四の項までを一項ずつ繰り下げ、二十三の項の次に次のように加える。

二十四 課員の超勤代休時間の指定

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県教育委員会訓令第四号

教育委員会
教育
教育庁

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

福島県教育委員会

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁等服務規程（平成十五年福島県教育委員会訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

「休日（休日）中」中「休日の代休日……代休」を「休日の代休日……代休 超勤代休時間……超休」に改め、同様式（裏）に改める。

「面」中「代休、健休、夏休、骨休、リ休、社休」を「代休、健休、夏休、骨休、リ休、社休、超休」に改める。

| 超過勤務時間 | | |
|--------|-----|-----|
| | 100 | 150 |
| 100 | 125 | 150 |
| 100 | 100 | 100 |
| 100 | 100 | 100 |
| 100 | 100 | 100 |
| 100 | 100 | 100 |
| 100 | 100 | 100 |
| 100 | 100 | 100 |
| 100 | 100 | 100 |
| 100 | 100 | 100 |
| 100 | 100 | 100 |
| 100 | 100 | 100 |
| 100 | 100 | 100 |

を

| 超過 | | |
|-----|-----|-----|
| | 100 | 125 |
| 100 | 100 | 15 |
| 100 | 100 | 100 |
| 100 | 100 | 100 |
| 100 | 100 | 100 |
| 100 | 100 | 100 |
| 100 | 100 | 100 |
| 100 | 100 | 100 |
| 100 | 100 | 100 |
| 100 | 100 | 100 |
| 100 | 100 | 100 |
| 100 | 100 | 100 |
| 100 | 100 | 100 |
| 100 | 100 | 100 |

| 勤務時間 | | |
|------|-----|-----|
| | 135 | 160 |
| 0 | 100 | 175 |
| 0 | 100 | 100 |
| 0 | 100 | 100 |
| 0 | 100 | 100 |
| 0 | 100 | 100 |
| 0 | 100 | 100 |
| 0 | 100 | 100 |
| 0 | 100 | 100 |
| 0 | 100 | 100 |
| 0 | 100 | 100 |
| 0 | 100 | 100 |
| 0 | 100 | 100 |
| 0 | 100 | 100 |

「休日（休日）中」中「半日勤務時間の割振りの変更」を「4時間の勤務時間の割振り変更」に改める。

附 則
1 この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。
2 この訓令の施行の際現に作成されている改正前の福島県教育庁等服務規程様式第二号、様式第十一号及び様式第十二号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（教育総務課）

福島県教育委員会訓令第五号

職員給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十二年三月三十日

教育委員会
教育
教育庁

福島県教育委員会
職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

職員の給料の特別調整額に関する規程（昭和三十六年福島県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「福島工業高等学校長」の下に「福島東高等学校長」を、「葵高等学校長」の下に「会津学鳳高等学校長」を、「平商業高等学校長」の下に「富岡高等学校長」を加え、「九級以上の規模の特別支援学校」を「九学級以上の規模の県立特別支援学校」に、「県立の特別支援学校」を「県立特別支援学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定（「九級以上の規模の特別支援学校」を「九学級以上の規模の県立特別支援学校」に、「県立の特別支援学校」を「県立特別支援学校」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（職員 課）